

令和 7 年 1 0 月 1 日

公 告

海上自衛隊岩国航空基地における自動販売機の設置及び経営
に関する業者の募集について

海上自衛隊岩国航空基地隊司令

1 等海佐 大 山 康 倫

山口県岩国市三角町 2 丁目官有地に所在する海上自衛隊岩国基地内において、自動販売機の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。「以下同じ。」）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。「以下同じ。」）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。「以下同じ。」）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置機種及び台数

飲料自動販売機（缶・ビン・ペットボトル・紙パック式）1台

食品自動販売機（パン・菓子類、食品）4台

4 募集要領の配布

- (1) 募集要領配布期間：令和7年10月6日（月）午前9時から
令和7年11月7日（金）午後4時まで
（ただし、土日祝日を除く。）

(2) 連絡先

〒740-8555

山口県岩国市三角町2丁目

海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊厚生班 厚生センター2階

電 話 ： 0827-22-3181（内線6265）

FAX ： 0827-22-3181（内線6748）

Email ： miyagawa_issei@inet.msdf.mod.go.jp

担当者 ： 宮河

(3) その他

ア 公募に参加を希望する場合は、上記期間に連絡した上で、募集要項を受領して下さい。

イ 募集要領は上記連絡先から受領するほか、岩国商工会議所でも受領が可能

ウ 細部内容は、募集要領による。

海上自衛隊岩国航空基地における自動販売機の設置 及び経営に関する募集要領

募 集 要 領

1 概 要

山口県岩国市岩国航空基地に所在する海上自衛隊岩国基地内において、職員及び来隊者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営を行う業者を次に記載する諸条件に従い募集します。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。詳細は下記のとおり。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

山口県岩国市三角町2丁目 海上自衛隊岩国航空基地内

【 重 要 】

4 公募説明会

本説明会に参加しない方は、公募に参加できません。また、本説明会に欠席又は遅刻された業者及び参加申込書にて事前に参加登録していない業者の方は、

原則として公募に参加できません。

- (1) 日 時：令和7年11月13日（木）13時30分
- (2) 場 所：川下共用会館集会室（岩国市中津町2丁目1－3）
- (3) 携行品：募集要領、仕様書（既配布資料を持参してください。）
- ※ 公募説明会参加希望者（各業者2名以内）は、令和7年11月7日（金）までにFAX送信票（公募説明会参加申込書）（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、FAX又はEmailにて必要情報を送信してください。

また、FAX送信後は、受領確認のため、ご連絡をお願いします。

山口県岩国市三角町2丁目

海上自衛隊岩国航空基地隊 厚生隊（担当：宮河）

電 話：0827-22-3181（内線6265）

FAX：0827-22-3181（内線6748）

Email：miyagawa_issei@inet.msdf.mod.go.jp

5 設置条件

- (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置機種及び台数

飲料自動販売機（缶・ビン・ペットボトル・紙パック式）1台

食品自動販売機（パン・菓子類、食品）4台
- (3) 自動販売機の面積

1台 横1200×奥行900mm（4箇所）

横900×奥行900mm（1箇所）
- (4) その他

詳細は、別添仕様書のとおりとします。

6 申請手続き等

- (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに提出してください。なお、提出された書類は、返却できません。

ア 提出書類

 - (ア) 申請書（別紙様式第2）：1部
 - (イ) 企画提案書（別紙様式第3）：18部

※ 以下の事項について、必ず記載又は資料を添付して下さい。

 - a 取扱メーカー

- b 主な販売予定商品・販売価格表（付紙様式第1）
- c 商品の供給体制
- d 電子マネーの対応（種類）及び災害発生時の対応（機能）
- e ゴミ（空容器）の回収等方法
- f 衛生管理方法
- g 自動販売機の機種・特徴及び年間消費電力（付紙様式第2）
- h 省エネルギー・環境対策に係る提案
- i メンテナンス・アフターサービスについて
- j 営業所の営業時間及び営業所から当基地までの所要時間
- k 山口県及び岩国市内での自動販売機設置台数
- l 過去3年間法令遵守状況
- m その他PR事項

(ウ) 企画提案書付属書類：18部

販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料
（日本工業規格A4）

(エ) 自動販売機設置希望表（別紙様式第4）：1部

(オ) その他関係書類：1部

- a 全省庁統一資格決定通知書
- b 業務確約書（別紙様式第5）
- c 誓約書（別紙様式第6）
- d 役員名簿（別紙様式第7）
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書（発行後、3カ月以内のもの）
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

イ 提出先

〒740-8555

山口県岩国三角町2丁目

海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊厚生班（宮河）

電話0827-22-3181 内線6265

ウ 提出期間

令和7年11月20日（木）

（9時から16時まで（12時30分から13時30分を除きます。））

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とします。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水量を滞納している場合
- カ 提示した国有財産使用料が、今年度の金額未満の場合
- キ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止します。

7 選考方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的な審査の上、業者及び設置場所を決定します。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする場合があります。

なお、いかなる理由であっても、業者決定結果及び業者決定後の自動販売機設置場所については、異議を申し立てることができません。

8 決定日等

(1) 決定業者の通知

令和7年12月中旬頃別途通知します。

(2) 業者決定後の説明会の日時・場所

別途通知します。

9 業者決定後の提出書類

自動販売機設置及び経営の業者として決定されましたら、本項第1号の提出書類を、本項第2号の提出期限までに持参又は郵送して下さい。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別紙様式第8）及び付属書類

(2) 提出期限

決定時に通知します。

※郵送の場合は、提出期限必着とします。

(3) 提出先

〒740-8555

山口県岩国三角町2丁目

海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊厚生班（宮河）

電話0827-22-3181 内線6265

F A X 送信票

(公募説明会参加申込書)

令和7年 月 日

	送 信 先	発信元（応募業者）
住 所	〒740-8555 山口県岩国市三角町2丁目 海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊	
電 話 番 号	0827-22-3181（内線：6265）	
F A X	0827-22-3181（内線：6748） ※送信不能な場合（0827-21-2006）	
担当者	厚生班 宮河	
件 名	公募説明会の参加表明について	

件名について、当社は海上自衛隊岩国航空基地における「自動販売機の設置及び経営」に関する業者の募集について、設置希望業者として、公募説明会への参加を表明する。

なお、次の者を公募説明会に参加させる。

公募説明会参加申込書

会社名	氏名	生年月日	年齢	現住所	携帯番号	免許証番号

Emailで申請する場合は、上記の内容を適宜の様式で連絡する。

申 請 書

令和 年 月 日

海上自衛隊岩国航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地
 商号又は名称
 代表者の氏名

印

法人・個人の別
 担当者氏名
 電 話 :
 F A X :

法人・個人

山口県岩国市三角町2丁目に所在する海上自衛隊岩国航空基地において、自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 設置希望台数 _____ 台

2 国有財産使用料の提示額

設置後は、以下の国有財産使用料を支払います。

【屋内】 年間 _____ 円／㎡（消費税及び地方消費税を除く。）

【屋外】 年間 _____ 円／㎡（消費税及び地方消費税を除く。）

※ 商号、代表者及び担当者氏名にはフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書

会社名：

1	取扱メーカー
2	主な販売予定商品・販売価格表（付紙様式第1）
3	商品の供給体制
4	電子マネーの対応（種類）及び災害発生時の対応（機能）
5	ゴミ（空容器）の回収等方法
6	衛生管理方法

企 画 提 案 書

会社名：

7	自動販売機の機種・特徴及び年間消費電力（付紙様式第2）
8	省エネルギー・環境対策に係る提案
9	メンテナンス・アフターサービスについて
10	営業所の営業時間及び営業所から当基地までの所要時間
11	山口県及び岩国市内での自動販売機設置台数
12	過去3年間法令遵守状況
13	その他PR事項

自動販売機設置希望表

番号	設置場所	階	設置可能面積 (横×奥行)	希望順位
1	第 1 隊舎	2	1 2 0 0 × 9 0 0 mm	
2	第 2 隊舎	2	1 2 0 0 × 9 0 0 mm	
3	第 3 隊舎	2	1 2 0 0 × 9 0 0 mm	
4	第 4 隊舎	2	1 2 0 0 × 9 0 0 mm	
5	海上自衛隊庁舎	1	9 0 0 × 9 0 0 mm	

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

海上自衛隊岩国航空基地隊司令 殿

「海上自衛隊岩国航空基地における自動販売機の設置及び経営」の応募に関し、仕様書及び提出した企画提案書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名
電 話 :
F A X :

法人・個人

※ 商号、代表者及び担当者氏名にはフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

誓約書

☐ 私

☐ 当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国 有 財 産 部 局 長

中 国 四 国 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

[illegible]

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
中国四国防衛局長 殿
(第 3 1 航空群司令 経由)

申請者 住 所
氏 名

印

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産の口座名及び所在地
 - (1) 口座名 海上自衛隊岩国航空基地
 - (2) 所在地 山口県岩国市三角町
 - (3) 区 分 建物
 - (4) 数 量
- 2 使用しようとする理由
隊員の福利厚生のため
- 3 利用計画
福利厚生施設（自動販売機）
- 4 使用とする期間
令和 年 月 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
- 5 使用料
ご指示のとおり。
- 6 その他参考となるべき事項
 - (1) 使用者名：申請者と同じ
 - (2) 財産明細は別表第 1 のとおり
 - (3) 面積の求積表は、別表第 2 のとおり
 - (4) 使用面積の内訳は、別表第 3 のとおり
 - (5) 案内図は、別表第 1 のとおり
 - (6) 配置図は、別図第 2 のとおり
 - (7) 求積図は、別図第 3 のとおり
 - (8) 担当者連絡先

添付書類：別 表

別表第 1 「財産明細」
別表第 2 「求積表」
別表第 3 「使用内訳」
別図第 1 「案内図」
別図第 2 「配置図」
別図第 3 「平面図」

[illegible]

自動販売機の機種・特徴及び年間消費電力

希 望 設 置 場 所	機 種 ・ 型 番	サ イ ズ (横 × 奥 行)	年 間 消 費 電 力 (1 台 あ た り)	備 考
	(上 段 : 自 動 販 売 機)			
	(下 段 : ゴ ミ 箱)			

仕 様 書

1 業務件名

海上自衛隊岩国航空基地における自動販売機の設置及び経営

2 業務内容

自動販売機の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊岩国航空基地隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合はこの限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則を遵守できること。
- (2) 業務上の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。業務の一部を第三者に委託する場合は、甲と協議の上、申請すること。また、委託に係る一切の責任は丙が負わなければならない。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機及び後記の空容器回収箱（以下、「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 設置場所

自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

8 業務期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（細部については、後日調整とする。）

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に留意し、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 衛生の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一

切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

- (3) 自動販売機及び電気メーターの設備、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。

また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。

- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

- (5) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な措置を講じること。

- (6) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。

- (8) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (9) 丙は、原則毎週2回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

- (10) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合においては、担当職員が指示する場所に担当職員が指示する容量のゴミ箱を設置し、原則毎週2回以上空容器を回収する

こととし、ゴミ箱に他社の空容器及びその他のゴミが混在していた場合も回収すること。

- (11) 販売商品と廃棄分の搬入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (12) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (13) 丙は、本業務の従事に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。